

入 札 公 告

下記の業務について制限付き一般競争入札に付す。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う案件であり、入札に関する手続きについては、兵庫県電子入札共同運営システム利用規約、兵庫県電子入札共同運営システム宝塚市運用基準に従って行う。

令和8年（2026年）8月21日

宝塚市上下水道事業管理者

藤本 宜則

記

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 番 号 上水8D-030
- (2) 委 託 名 配水池・加圧所耐震（二次）診断調査業務委託
- (3) 委 託 場 所 宝塚市山本台3丁目外 地内
- (4) 委 託 期 間 契約日から令和9年（2027年）12月24日まで
- (5) 委 託 概 要 設計業務委託
 - 配水池耐震診断業務 2 池
 - 加圧所耐震診断業務 1 施設
- (6) 予 定 価 格 25,423,000円（税抜）
- (7) 最低制限価格 有（事後公表）
※別添「測量・建設コンサルタント業務等における最低制限価格の設定について」参照

2 入札参加に必要な資格

入札に参加できる者は、宝塚市における令和7・8年度（2025・2026年度）測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有した者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 入札公告日において、市の入札参加資格の取引希望種目の第1希望から第3希望のいずれかが「上水道設計」であること。
- (2) 過去10年間（平成28年(2016年)4月以降契約分）において、元請けとして、公共団体等（国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関＜公団、公社、事業団等＞）の発注した配水池又は加圧所に係る耐震診断業務の完了実績（共同企業体による履行の場合は、代表者に限る。）があること。
- (3) 配置技術者については、直接雇用の関係にある常勤者を管理技術者、主任技術者、担当技術者及び照査技術者として配置すること。なお、管理技術者、照査技術者は個別に配置し、兼務をさせてはならない。
管理技術者及び照査技術者については、次の要件を満たす者を配置できること。

① 管理技術者

本業務に応じた資格保有者であり、次のいずれかに該当する者。

- (ア) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち

「上下水道部門」に該当する資格を有する者

- (イ) シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保持者
- (ロ) 水道コンサルタント等業務に関し、25年以上の実務経験を有する者
- (エ) 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した後、水道コンサルタント業務に関し、20年以上の実務経験を有する者

② 照査技術者

本業務に応じた資格保有者であり、次のいずれかに該当する者。

- (ア) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち「上下水道部門」に該当する資格を有する者
- (イ) シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保持者
- (ロ) 水道コンサルタント等業務に関し、25年以上の実務経験を有する者
- (エ) 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した後、水道コンサルタント業務に関し、20年以上の実務経験を有する者

(4) 次に掲げる事項に該当する者でないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に基づく資格制限に該当する者
 - ② 宝塚市の指名停止基準に基づく指名停止を、入札参加申込期限日（確認基準日）及び入札日に受けている者
 - ③ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当する者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれ申立て後に更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合はこの限りでない。
- (6) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく電子認証カード（以下「ICカード」という。）を取得し、本市の電子入札システムに接続可能なものであって、当該ICカードを使用し入札参加資格確認申請受付締切日まで電子入札システムの利用者登録手続きを完了していること。

3 入札参加の申請、審査及び通知

- (1) 制限付き一般競争入札（電子入札システムによる）に参加を希望する者は、次に掲げる書類を電子入札システムにより送信し、参加申請しなくてはならない。

- ① 制限付き一般競争入札参加申請書（電子入札システム内にあり。）
※このファイルに申請者名等必要事項を入力し、ファイル名を「申請者の商号又は名称」に変更の上送信すること。
- ② 電子契約希望届出書
※電子契約を希望する場合のみ。

- (2) 入札参加申請の方法及び期間は、次のとおりとする。

- ① 申請方法 電子入札システムによる送信
- ② 期 間 令和8年（2026年）8月21日（金）午後1時から
令和8年（2026年）9月 2日（水）正午まで
（電子入札システムの運用時間は、通常、午前9時から午後8時まで。）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は終日利用することができない。

また、システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。）

(3) 入札参加資格の審査の結果通知及び仕様書等のダウンロード

入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると認められた者に対して、電子入札システムにより、仕様書等のダウンロードに必要なパスワードを記載した競争参加資格確認通知書を送信して通知する。

また、審査の結果、入札参加資格がないと認められた者には、理由を記載し通知書を送信する。

送信日：令和8年（2026年）9月 3日（木）午後1時以降
なお、契約にいたらなかった場合は、速やかに破棄又は削除すること。

4 入札の期間等

(1) 入札の期間は次のとおりとする。

入札開始日時 令和8年（2026年）9月29日（火）午前9時

入札締切日時 令和8年（2026年）9月30日（水）午前11時

（電子入札システムの運用時間は、通常、午前9時から午後8時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は終日利用することができない。また、システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。）

(2) 入札の方法

電子入札システムによる電子入札

5 開札の開始日時

令和8年（2026年）9月30日（水）午後1時以降

6 入札保証金 免除

7 入札の方法、注意事項等

(1) 入札参加者は、地方自治法、同法施行令及び宝塚市水道事業及び下水道事業会計規程を遵守のうえ、入札すること。

(2) 入札回数は1回とし、入札書の提出は電子入札システム内で行うが、第4項に定める入札期間以外での入札はできない。

(3) 入札金額は、消費税抜きの金額とする。なお、入札書に記録された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

(4) 入札書の提出後は、入札金額の訂正は受け付けないので、入力した金額の確認は十分に行うこと。

(5) 入札を辞退する場合は、入札の期間前においては辞退届（任意様式）を提出すること。また、入札の期間中においては電子入札システム内にある辞退届を送信し、提出すること。なお、入札締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、辞退届の提出もない入札参加者は、入札締切日時を経過した時をもって当該入札を辞退したものとみなす。

8 入札の無効等

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が市の契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていない入札
- (2) 市の契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明でない入札
- (3) 入札参加者がＩＣカードを不正に使用して行った入札
- (4) 談合その他不正行為があった入札
- (5) 予定価格を超える価格での入札
- (6) 申請書及び添付資料に虚偽の記載を行った者のした入札

9 入札の失格

次に該当する入札は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格での入札

10 質疑書

質疑書提出期限 令和8年（2026年）9月11日（金）午後1時まで

質疑書は、委託名・質問内容・業者名を記入したものをFAX又は電子メールで提出すること<質疑項目がない場合は、提出不要>とし、設計担当課への問い合わせ等は行わないこと。

質疑書の送付先 宝塚市上下水道局総務課

FAX番号：0797-72-5381

メールアドレス：m-takarazuka0180@city.takarazuka.lg.jp

質疑回答日時 令和8年（2026年）9月17日（木）午後1時以降

質疑回答方法

1者以上から質疑の提出があった場合には、電子入札システムに掲載する。ダウンロードに必要なパスワードは、競争参加資格確認通知書に記載した設計図書等のダウンロードに使用したパスワードを使用する。（全者質疑がない場合は、回答は行わない。）

11 決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低価格の入札をしたものをもって落札者とする。

12 同価格の入札

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札者を決定することとし、電子くじによって落札者を決定する際に入力するくじ番号は、入札参加者が任意に指定するものとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、電子くじを辞退することはできない。

- 1 3 契約書 宝塚市上下水道局が定めた契約書による。
なお、契約書に代えて本市が指定する電子契約システムを利用し
ての契約手続きも可能とする。利用する際は、「電子契約希望届出
書」を入札参加申請期限までに提出すること。
- 1 4 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めること。
ただし、宝塚市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約の
締結によること等も認める。
- 1 5 請求方法 業務完了後一括
- 1 6 支払期日 請求書受理日から 30 日以内
- 1 7 複数案件の申請について
他の設計等委託の入札参加申請については、次のとおり取り扱う。
(1) 同日付公告の設計等委託（【別紙】参照）については、重複して申請することができ
る。
(2) 開札は、【別紙】の①から番号順に執行し、落札者は落札した案件以降への入札を辞
退したものとして取り扱う。
(3) なお、これら複数案件の申請に際しては、設計違算等により落札決定の取消を行う
など不測の事態が発生した場合に、その影響は他の案件には及ばないことを了解の
上、参加すること。
- 1 8 その他留意事項
(1) 業務の実施にあたっては、関係法令で定める規定を遵守すること。
(2) 労働者の確保及び適正な賃金その他労働条件の改善に留意し、労働災害の防止に配
慮すること。
(3) 落札者は契約を締結するに当たり、暴力団排除条例第 7 条及び宝塚市等の事務等か
らの暴力団等の排除の推進に関する要綱第 3 条第 2 号に基づく誓約書を提出するこ
と。
(4) 下請及び建設材料等の契約を締結する際に、暴力団排除条例第 7 条及び宝塚市等の
事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱第 3 条第 3 号に基づく誓約書を徴
取し提出すること。
(5) 業務遂行に際し、下請け、役務の提供、資材の調達等について、可能な限り市内業
者の活用を図ること。
(6) 契約締結日は、原則として開札日の翌日とする。
- 1 9 問い合わせ
● 電子入札に関すること 〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号
宝塚市役所 4 階 宝塚市総務部契約課
TEL 0797-77-2008（直通）

- 委託の内容に関すること 〒665-0032 宝塚市東洋町1番3号
宝塚市上下水道局2階 宝塚市上下水道局総務課
TEL 0797-73-3688 (直通)

【別紙】 案件一覧（令和８年８月２１日付公告）

令和８年９月３０日開札予定

- ① 案件番号：上水８Ｄ－０３０
「配水池・加圧所耐震（二次）診断調査業務委託」

※入札は、番号の昇順に執行する。（開札時間は１案件につき１０分程度です。）

(別添)

測量・建設コンサルタント業務等における最低制限価格の設定について

令和6年10月1日以降に公告又は指名通知を行う測量・建設コンサルタント業務等のうち、工事に係る業務について、次の算定式に基づき最低制限価格(税抜き)を設定します。

1 最低制限価格の算定方法

最低制限価格は最新の国土交通省基準に準拠し、以下の方法で算定します。

- (1) 測量業務
直接測量費×1.0+測量調査費×1.0+諸経費×0.5
- (2) 建築関係コンサルタント業務
直接人件費×1.0+特別経費×1.0+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6
- (3) 土木関係コンサルタント業務
直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費×0.5
- (4) 地質調査業務
直接調査費×1.0+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.5
- (5) 補償関係コンサルタント業務
直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費×0.5

※上記の(1)～(5)のうち、複数の業務を一つの業務として複合して積算している場合には、個々の業務毎に最低制限価格を算出し、それらの額の合計額を当該複合業務の最低制限価格とします。

※算出された額から千円未満を切り捨てとします。

※予定価格(税抜き)×0.9(千円未満切捨て)を上限とし、予定価格(税抜き)×0.7(千円未満切捨て)を下限とします。

※最低制限価格を設定する場合は、入札公告の最低制限価格欄に「有(事後公表)」または、指名通知等の最低制限価格欄に「採用」と記載します。

※最低制限価格が設定された案件において、最低制限価格未満での入札は失格扱いとします。

2 最低制限価格の公表について

最低制限価格については、事後公表とします。(予定価格については従前のとおり事前公表とします。)